

ハレの日を祝う「注連縄」

明けましておめでとうと言います。今回は正月に欠かせない、皆さんにも身近な注連縄にまつわるお話をします。

正月を迎えるにあたっては、清浄な空間を作るため、煤払いを行い、その空間を守るための注連縄作りをします。注連縄は、地鎮祭に見られるように、もとは全体を巻きめぐらせるものであったのが、徐々に簡略化され、一方で写真のように色々な形のものが出てきました。

注連縄を作る際には稲藁を使います。かつて稲藁は縄や筵、蓑、草鞋などを作るのに人々の生活には欠かせないものでした。さらに、注連縄は年神を迎えるためのものなので、茎が長く、色も青くきれいな藁を残しておきました。まだ稲が青いうちに、注連縄を作る分だけ刈っておくこともなされ、家によっては、田の上の方の稲を注連縄用に特別に作っておられたというお話も聞きます。

正月は単に一年の初めというだけでなく、前年の家族の無事や豊作に感謝し、一年の生活の安泰や五穀豊穡を祈るといふ、年中行事としてもっとも重要な節目です。

このように、古くから日本人は、普段の日常を「ケ」の日と呼ぶのに対し、人生儀礼・年中行事などを行う節目の日を「ハレ」の日と呼び、日常と非日常を使い分けていました。ハレを祝うことは、地域のひとりとして皆に認めてもらい、神仏や自然に感謝するという機会であり、日常生活を送るうえでも重要な役割を果たしていました。

土山歴史民俗資料館では、甲南ふれあいの館に引き続き以下の巡回企画展を開催し、現在もなじみ深い儀礼や行事を祝う道具を展示します。改めてさまざまなつながりを大切にしながら暮らしてきた先人の心に触れていただくことができるでしょう。

土山歴史民俗資料館では、甲南ふれあいの館に引き続き以下の巡回企画展を開催し、現在もなじみ深い儀礼や行事を祝う道具を展示します。改めてさまざまなつながりを大切にしながら暮らしてきた先人の心に触れていただくことができるでしょう。



▶玄関の注連縄



▶神棚の注連縄

■土山歴史民俗資料館巡回企画展「ハレの日を祝う」開催

【期 間】1月14日(土)から3月12日(日)まで ※月・火休館

【開館時間】10時～17時

【場 所】土山歴史民俗資料館 第2展示室 ※観覧無料

土山歴史民俗資料館
TEL 66-10556 / FAX 66-1067

自動車事故の被害に遭われた方へ

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)では、自動車事故により脳、脊髄又は胸腹部臓器に重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について常時または随時介護が必要となった方に介護料を支給しています。

●介護料の支給月額 29,290円～136,880円

また、自動車事故が原因で、保護者が亡くなった、もしくは重度の障がいを残すことになったために生活が困窮しているご家庭のお子様(中学校卒業まで)を対象に、育成資金の無利子貸付けを行っています。

●貸付金の一時金 155,000円(初回のみ)

●貸付金の月額 10,000円又は20,000円

●入学支度金(小中学校入学時) 44,000円

他に、自動車事故による脳損傷によって重度の障害が残り、治療と常時の介護を必要とする方のために、重度後遺障害者専門の医療施設を設置・運営しています。

問い合わせ
独立行政法人自動車事故対策機構 滋賀支所
☎077-585-8290 / ☎077-585-8291

市税や使用料などのお支払いは口座振替が便利です

口座振替のメリット

- 直接現金を扱うことなく、便利で安全です。
- 納期ごとにわざわざ金融機関や市役所等に行き払う必要がなくなります。
- 納め忘れがなくなります。
- 通帳の記帳内容から支払履歴が確認でき、領収書を紛失する心配はありません。
- 一度口座振替の手続きをすると翌年以降も自動継続されます。

手続き方法

口座振替申込書(市内各金融機関に備え付けてあります。)に必要事項を記入し、通帳のお届け印を押印後、振替を希望される金融機関の窓口へ直接お申し込みください。通常翌月以降から振り替えされます。

取扱金融機関

滋賀銀行、関西アーバン銀行、甲賀農業協同組合、湖東信用金庫、滋賀県信用組合、京都銀行、近畿労働金庫、グリーン近江農業協同組合、滋賀県民信用組合、ゆうちょ銀行

問い合わせ
滞納債権対策課 収納推進係 ☎65-0682 / ☎63-4574

甲賀消防からのお知らせ

「1月26日は「文化財防火デー」

昭和24年1月26日に奈良県の法隆寺金堂壁画が火災により焼損したことをきっかけに、文化庁と消防庁が毎年1月26日を文化財防火デーと定めました。

甲賀消防本部・消防署では、毎年1月23日から29日までの1週間、文化財を火災、震災その他の災害から守るため、文化財関係者や市民の文化財愛護に関する意識の高揚を図ることを目的に「文化財防火運動」を実施しています。

日本の文化財建造物はその多くが木造で、美術工芸品なども木や紙、また、布などの燃えやすい材質で造られているものが多く、常に火災による焼損の危険にさらされています。将来に継承すべき貴重な財産である文化財を、火災などの災害から守るためには、地域住民の皆さんの協力も必要です。皆さんもこの機会に身近にある文化財に目を向け、地域ぐるみで守りましょう。



平成28年甲賀消防管内における各種災害の発生件数 (11月末現在)				
	火災	救急	救助	その他
甲賀市	59	3,154	60	213
前年比	+11	▲104	+5	+37

甲賀広域行政組合消防本部 予防課
☎63-79330 / ☎63-7940
組合ホームページ
http://www.koka-koki.jp

「広報あいこうか」がホームページでもご覧いただけます

甲賀市ホームページ <http://www.city.koka.lg.jp/>
甲賀市facebook ページ <http://www.facebook.com/city.koka>

市HP Facebook

編集・発行 甲賀市役所 〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地 ☎0748-65-0650 / ☎0748-63-4554
業務時間 / 8時30分～17時15分(窓口延長日を除く)